

報道関係者 各位

平成 23 年 12 月 5 日

【照会先】

医薬食品局食品安全部

基準審査課新開発食品保健対策室

室長：温泉川（内線 2456）

担当：森川、安藤（内線 2479、4272）

（電話代表） 03(5253)1111

（電話直通） 03(3595)2327

監視安全課輸入食品安全対策室

室長：道野（内線 2495）

担当：近藤、竹内（内線 2474、4241）

（電話代表） 03(5253)1111

（電話直通） 03(3595)2337

食品衛生法に基づく安全性審査を経ていなかった

遺伝子組み換え微生物を利用した添加物についての対応

- 本日、食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく「組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続」（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条に定める安全性審査を経ていなかった遺伝子組み換え微生物を利用した添加物「5'-イノシン酸二ナトリウム」と「5'-グアニル酸二ナトリウム」の安全性審査について、食品安全委員会に食品健康影響評価の諮問をしましたのでお知らせします。

1 経緯

遺伝子組み換え食品及び添加物については、上記告示に基づき、厚生労働大臣の安全性審査を経た旨を公表されたものでなければ我が国での流通は認められていませんが、このたび、安全性審査を経ていなかった遺伝子組み換え微生物を利用した添加物（※）が輸入され国内で販売されていることが、これらの添加物の輸入販売業者であるキリン協和フーズ社の報告により判明しました。同社から得られた情報を分析したところ、これらの添加物は、食品衛生法に基づき定められた個別の添加物の成分規格を満たしており、すでに国外を含め広く使用されている中で安全上問題となる情報はなく、厚生労働省としても現時点では安全上の問題は確認できないものであります。法令に基づき、本日食品安全委員会に食品健康影響評価の諮問をしました。

※これらの添加物（5'-グアニル酸二ナトリウムと 5'-イノシン酸二ナトリウム、この 2 つの混合物である 5'-リボヌクレオチド二ナトリウム）は Cheil Jedang 社（C J 社：本社は韓国）から輸入され、うち 2 種類についてキリン協和フーズ社から、さらに 1 種類について CJ ジャパン社から報告があった。

※これらの添加物は年間 600～700 トン輸入されており、0.03%程度使用されていることから、約 180～200 万トン程度の加工食品に使用されている推計されている。（うまみ調味料の原材料として、たれ、つゆ、だし、スープ、ドレッシング、醤油、かまぼこなどの水産加工品、ハム、ソーセージなどの食肉製品など多種多様な加工食品に使用されている。）

2 現在の状況

これらの添加物は法令上の手続きを満たしていないことから、上記報告を受けた 11 月 29 日、キリン協和フーズ社に対し、これらの添加物の輸入、販売を取りやめるよう指示するとともに、安全性審査のために必要なデータの提出を指示しました。また、本日までに C J 社のインドネシア工場から輸入実績のある 10 社（参考 3）に対して、これらの添加物の輸入、販売を取りやめるよう指示しました。

3 今後の対応

安全性が確認されるまでの間、輸入業者 10 社に対し輸入、販売を取りやめるよう指示しましたが、これらの添加物を使用して製造された食品の販売、流通の取りやめ等については、食品安全委員会の評価結果を踏まえて判断することとしています。

<参考 1> 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）

第 11 条

① 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

② 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。

<参考 2> 組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）

第 3 条 厚生労働大臣は、組換え DNA 技術を応用した食品又は添加物について、その開発者、その代理人その他適切な資料を提出することができる者から申請があったときは、食品が組換え DNA 技術によって得られた生物であり、又は当該生物を含む場合にあっては当該生物の品種ごとに、食品又は添加物が組換え DNA 技術によって得られた生物を利用して製造された物であり、又は当該物を含む場合にあっては当該生物の品種ごと又は当該食品若しくは添加物の品目ごとにその安全性の審査を行う。

2 前項の審査は、食品安全委員会の意見を聴いて行うものとする。

<参考 3> 安全性審査を経ていなかった遺伝子組換え微生物を利用した添加物の輸入者

C J ジャパン（株）
キリン協和フーズ（株）
（株）カーギルジャパン
DSP 五協フード&ケミカル（株）
ジボダンジャパン（株）
今戸食品工業（株）
丸善薬品産業（株）
豊田通商（株）
太陽化学（株）
双日食料（株）